

大雨などによる災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応用採用、ならびに jasso 災害支援金の取り扱いについて

日本学生支援機構で下記の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。
当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、給付奨学金の家計急変採用、および貸与奨学金の緊急・応用採用の推薦、および支援金の申請を受付します。

なお、支援機構の採用については一定の条件がありますので、

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2021081601.html>

希望がある方は教務学生課までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

7/3、7/7、7/12、4 県（静岡県、鳥取県、島根県、鹿児島県内）

8/12、8/13、4 県 7 市 4 町（島根県、広島県、福岡県及び佐賀県内）

適用地域の詳細は次のリンクで確認してください

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 給付奨学金 家計急変採用

罹災証明書が必要です

家計急変の事由が、支援機構が指定する内容に適応していることが条件です。

3. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

罹災証明書が必要です

家計急変の事由が、支援機構が指定する内容に適応していることが条件です。

4. JASSO 災害支援金

学生、その生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方で、罹災証明が提出できる方